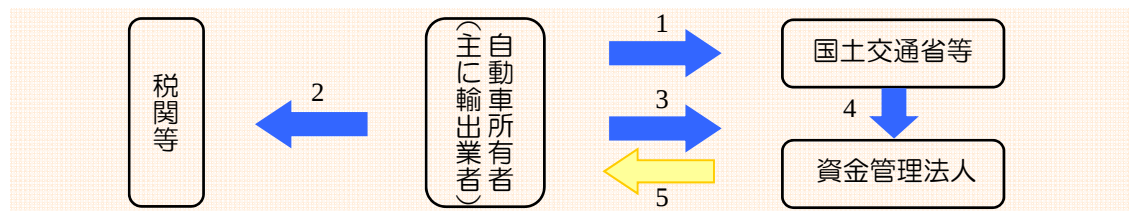


2. 資金管理業務の実績

(5) 自動車輸出に伴う再資源化預託金等の返還

①再資源化預託金等の返還の流れ

自動車リサイクル法第78条第1項等に基づき、自動車所有者は再資源化預託金等が預託されている自動車を輸出した場合、本財団に対して輸出がなされたことを証明する書類の提出、および国土交通省等における輸出抹消（輸出の記録）を条件に再資源化預託金等の取戻しが行えます。



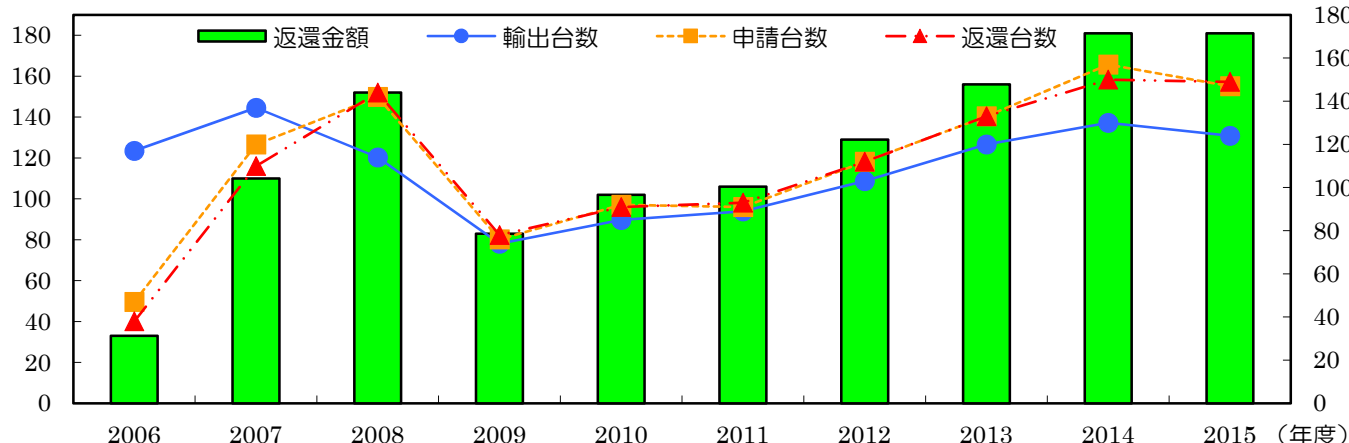
1. 自動車所有者（以下、所有者）は国土交通省等にて輸出抹消仮登録（輸出予定届出）を申請する
2. 所有者は税関等にて輸出許可を得る
3. 所有者は資金管理人に対し国土交通省・税関等から受け取った書類を提出し、再資源化預託金等の取戻しを申請する
4. 国土交通省等で輸出抹消（輸出の記録）が行われると、その情報が資金管理人に送信される
5. 資金管理人で情報を照会した後に、所有者に再資源化預託金等が返還される

②再資源化預託金等の返還の推移

自動車輸出に伴う再資源化預託金等の返還は2005年の開始以降、国内に流通する自動車の預託率の増加に伴い申請台数も増加しました。一時、リーマン・ショックに端を発した経済情勢の変化、および各国における中古自動車の輸入規制等により、2009年度の返還台数は80万台を割るまでに大幅減少したものの、その後は再び増加傾向となりました。2015年度は、ロシア向けの輸出が2014年度に引続き低迷したこと、およびミャンマー向けの輸出が減少しましたが、全体としては円安等を背景に2014年度と同程度の149万台となりました。

（単位：億円）

（単位：万台）



		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	累計
返還金額※1	億円	33	110	152	83	102	106	129	156	181	181	1,235
返還台数	万台	38	110	144	78	91	93	112	133	150	149	1,100
申請台数	万台	47	120	142	76	92	91	112	133	157	147	1,124
輸出台数※2	万台	117	137	114	74	85	89	103	120	130	124	1,190

※1 返還金額は、利息を加えたうえで申請手数料分を差し引いた金額です

※2 輸出台数は財務省貿易統計より（20万円以下の少額貨物は含みません）